

大阪府福祉のまちづくり条例第40条第2項に基づく完了届出書の作成要領

〔1〕 完了届出書の提出にあたって

条例で定める事前協議の後、当該工事が完了したときは、速やかに届け出てください。

【必要書類】

- ・ 完了届出書（様式6号）
- ・ 事前協議の対象となった部分の完成写真
- ・ 写真の撮影箇所を示した配置図、各階平面図等を添付してください。
〔正本、副本の各1部（副本は正本のコピー可）〕

〔2〕 様式の記入について

- （1） 様式第6号（完了届出書）は、事前協議を経て計画された福祉的配慮の整備状況を確認するためのものです。
- ・ 「※」の欄内は記入しないでください。
 - ・ 届出者の欄には事前協議における「建築主」の住所（または所在地）、氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）及び電話番号を記入してください。
（副本はコピーで可）
 - ・ 完了届出を事業者に取り替わり代理人が行う場合は、委任状が必要です。
 - ・ 各添付図面には、設計者（資格者）の表示、記名が必要です。

〔3〕 完成写真の取り扱いについて

（1） 共通事項

1. 写真の撮影箇所を示した図面には、撮影箇所ごとに番号、撮影方向を明示してください。
2. 各々の写真には、図面で示した番号及び撮影箇所を明示してください。
3. 写真は、下記（2）の順に綴ってください。なお、複合用途の場合は用途毎に整理し、共用部分は主要用途の部分にまとめてください。
4. 整備基準で幅員等を求めている場合は、その寸法が確認できるよう箱尺等スケールを当てて撮影してください。

（2） 写真を必要とする箇所

1. 建物の出入口
 - ・ 建物の出入口に係る部分の写真は、1ルート以上とする。
2. 廊下
 - ・ 廊下に係る部分の写真は、主要な廊下の1箇所以上とする。
3. 階段
 - ・ 階段に係る部分の写真は、各階段室（屋外階段を含む）毎に撮影し、避難階及び基準階のそれぞれ1箇所以上とする。
 - ・ 写真は、各階段の段鼻、躍り場の状況が確認できるよう撮影する。

4. エレベーター

- ・エレベーターに係る部分の写真は、避難階及び基準階におけるホール及びかご内を撮影する。

5. 居室の出入口

- ・居室の出入口に係る部分の写真は、各居室毎の最大幅の部分を撮影する。なお、同一用途の居室は1箇所でも可とする。

6. 客席等

- ・客席に設ける車椅子使用者が利用することができる部分の写真は、通路を含めて撮影する。

7. 便所

- ・便所に係る部分の写真は、車椅子使用者便房のある階の便所を1箇所以上とする。

8. 付属駐車場

- ・付属する駐車場は、車椅子使用者が駐車する部分及び建物の出入口までの通路等を撮影する。

9. その他福祉的配慮を施工した箇所。

10. 案内表示

- ・案内表示は、上記各項目の中で同一場面を含めて撮影する。